平成28年度第1回総合教育会議 次第

日時 平成28年7月28日 (木) 午後3時30分から午後5時まで 場所 議会棟2階第5委員会室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 平成27年度第3回会議における意見・要望等に関する取組状況について
 - (2) 市長部局と教育委員会の主な連携事業等について
- 4 その他
- 5 閉会

【配付資料】

- ・次第
- ・資料1 平成27年度第3回会議における意見・要望等に関する取組状況について
- ・資料2 次世代の防災リーダーの育成について
- ・資料3 心のサポート体制について

平成27年度第3回会議における意見・要望等に関する取組状況について

1 放課後児童対策の推進について

No.	主な意見・要望等	平成28年度における主な取組状況
		【青少年育成課】 ・ <u>平成28年5月1日現在、594人</u> の待機児童が出ておりますので、 <u>民設クラブを整備</u> し、公設クラブの不承諾者を誘導することで、 <u>待機児童の解消に取り組んでおります</u> 。

2 「さいたまトリエンナーレ2016」の開催について

No.	主な意見・要望等	平成28年度における主な取組状況
2	○ <u>視覚障害のある方が触って楽しめる作品が置かれるといいと思うので、是非アーティストの方と話し合いながら進めていただきたい。</u>	【文化振興課】 ・ <u>触ったり、聴いたりして楽しむことのできる作品も設置されます。</u> (例) ・日本相撲聞芸術作曲家協議会JACSHA ・大友良英 ・ダンカン・スピークマン&サラ・アンダーソン

3 主権者教育の充実について

No.	主な意見・要望等	平成28年度における主な取組状況
3	〇一票を投じる際の前提となるものごとを見る力や判断する力、さらには課題判断や解決にとって必須なディスカッション力、ディベート力、そしてプレゼンテーション能力を、18歳目前の高校時代だけではなく、小・中・高時代の指導を通して付与し、自立・自律する若者の育成に力を注ぐことが重要なのではないか。	【指導1課】 ・小・中学校では、児童生徒が課題の解決に向けて主体的に取り組む学習を充実させ、他者との対話や議論を通して、物事を多面的・多角的に考察し、公正に判断する力の育成を図っています。 【高校教育課】 ・高等学校では、ディスカッションやプレゼンテーション等を実施し、社会の事象を多面的、多角的に捉え自らの考えをまとめていく力を育成しています。 【選挙課】 ・将来の有権者に、選挙への関心を高めていただくためにも、教育委員会との連携は重要であり、教育委員会からの要請に対し、可能な限り協力できる体制を整えてまいります。

No.	主な意見・要望等	平成28年度における主な取組状況
4	〇政治関係、教育関係という部分を専門とする方も招聘し、どういった形で教員として関わっていったらいいのかということを、特定のイデオロギーではなく、若者が選挙をするということについての理念的な部分について、専門的なお話を先生方にお話しできると、先生方、かなり指針が見えた形で安心して指導できるのではないか。	【指導1課】 ・5月に、市立小・中・特別支援学校の社会科主任 を集めた研修会において、主権者教育に係る講 義を実施しました。講師に大学教授を招聘し、若 者の意識や選挙の現状及び主権者教育の実践 例などについて御教示いただきました。 【高校教育課】 ・選挙管理委員会と連携しながら、市立4高校において、全教職員を対象に研修会を実施し、公職 選挙法と生徒の選挙運動、政治的活動及び教職 員の指導の留意点について周知しました。 【選挙課】 ・先生方が公職選挙法の基本的事項を理解し、安 心して指導できるよう、引続き、教育委員会と連携 を図りながら、教員を対象した出前講座などを実 施してまいりたいと考えています。
5	○投票所に行って誰かの名前を書いて来ればいいんだ、その時に感じたことだけしておけばいいんだということだけではなく、もう少し <u>本質的なところを合わせてしっかりと教育現場の中で是非、</u> やってほしい。	【指導1課】【高校教育課】 ・市立小・中・高等学校では、文科省が作成した副教材の活用や、授業や模擬選挙などの体験的活動等で、社会の事象を多面的、多角的に捉えて自らの考えをまとめていく力を育成するなど、政治的教養を育む教育を行っています。 【選挙課】 ・教育現場の中で実践する際に、円滑に実施できるよう、教育委員会からの要請に対し、可能な限り協力できる体制を整えていきたいと考えています。

4「グローバル・スタディ科」の推進について

No.	主な意見・要望等	平成28年度における主な取組状況
6	〇ジュニア大使として体験したことをそれぞれの学校へ持ち帰って披露すると言うか、一人の体験ではなくて、 <u>代表としての体験であるという形を今後整えていってほしい</u> 。	【指導1課】 ・ <u>御意見を活かせるよう、仕組みを整えてまいりま</u> <u>す</u> 。
7	OALTなど、全校になると、全国的な規模になるので、どうしても <u>人材確保というのが非常に困難だと思う</u> 。人材派遣会社を使うみたいなんですけれども。やってみないと分からない部分もどうしてもあるので、 <u>是非、うまく対応していただければ</u> と思っている。	【指導1課】 ・ <u>委託による派遣ALTに関しては、入札・契約等</u> 順調に進み、適切な派遣が行われるよう努めました。

次世代の防災リーダーの育成について

さいたま市の災害(地震)に対する取り組み

- 1 防災に関する本市の体制
- (1)組織編成等の変遷(さいたま市制発足以降)

平成13年 5月 1日 さいたま市制発足

[総務局総務部防災課]が防災関連事業(主にソフト面)を所管

平成17年 4月 1日 [総務局 危機管理室] に組織改正

平成19年 4月 1日 [総務局 危機管理部 防災課] に組織改正

平成26年12月24日 さいたま市危機管理センター運用開始 →現在に至る

- (2) 防災計画等の策定(さいたま市制発足以降)
 - ◆災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市長を会長とした「さいたま市防災会議」において策定し、必要に応じ修正する

平成13年5月 さいたま市地域防災計画 策定

平成14年3月~平成17年1月 同計画 修正×3回

平成18年3月 同計画 修正 ※本市被害想定調査の結果及び岩槻市の合併に伴う

平成19年3月~平成24年6月 同計画 修正×3回

平成27年3月 同計画 修正 ※災害対策基本法改正及び本市被害想定調査の結果に基づき改定

さいたま市の災害(地震)に対する取り組み

- 2 本市で実施している防災訓練(さいたま市制発足以降)
- (1) 実動訓練
 - [①総合防災訓練] 過去14回実施
 - ◆9月1日「防災の日」、8月30日~9月5日「防災週間」を考慮し実施
 - ◆訓練来場者約2,000人~6,500人 ◆参加関係機43~100機関
 - [②避難所運営訓練]
 - ◆各区総務課、避難場所運営委員会、周辺自治会、施設管理者等が連携し、 市内指定避難所258箇所のうち、避難場所運営委員会が設置されている 198箇所での実施を目標としている
 - ◆平成27年度実績 実施避難所数197箇所 ◆訓練参加者数 12,477人
- (2) 図上訓練 [地震対策訓練]
 - ◆九都県市合同図上訓練と本市単独での図上訓練を交互に隔年で実施
 - ◆平成24年度、初めてさいたま市単独の図上訓練を実施し、 平成25年度、九都県市合同では初めてさいたま市直下地震を想定して実施
 - ◆直近の実施状況

【平成28年1月15日 第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練】 訓練参加者:約310人

さいたま市の災害(地震)に対する取り組み

- (3) 本市防災計画にて想定される災害
 - 〇地震災害
 - ※「さいたま市直下地震」を想定した被害想定調査(平成25年度) に基づく
 - 〇風水害
 - ※被害想定調査(平成25年度)に基づく
 - ○その他の災害 ※周辺火山噴火災害、放射能汚染、旋風・突風・竜巻災害等、ほか
 - 所災課では、毎年、さいたま市直下地震を想定した 「総合防災訓練(実動・図上)」を実施している。

※図上訓練について、九都県市合同で実施する年は、さいたま市直下地震以外の想定となる場合がある

第37回九都県市合同防災訓練・中央会場の開催

(平成28年度さいたま市総合防災訓練)

目的 迅速かつ円滑な災害応急対策 地域防災力向上 政府との連携

- ◆日時 平成28年9月1日(木)
- ◆場所 さいたま新都心周辺



総合防災訓練における教育委員会との連携

~次世代の防災リーダー育成~

○訓練参加校と参加人数

が 高いたま市立大宮南小学校(4学年~6学年) さいたま市立大宮南中学校(全校生徒) 埼玉県立大宮高等学校(1学年) 埼玉県立常盤高等学校(看護専攻科1学年) さいたま市立高等看護学院(3学年) 約320名 約280名約360名 約80名 約40名約30名 さいたま赤十字看護専門学校(1学年) 合計 約1,110名

- ○訓練項目 ・自助による訓練 「自らの身の安全は自らが守る」行動を考える機会とするため、各学校 でのシェイクアウト訓練を実施する。
 - 避難訓練(避難誘導訓練) 近隣に所在する両校の生徒のつながりを深めるため、学校から訓練主会場までの避難訓練において、中学生が小学生の避難行動を支援する。
 - ・共助による訓練 「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念を再認識するために、中学生によるバケツリレー、救援物資受入、担架搬送の訓練を実施する。
 - 「自分だちにもやれる事がある」という自発的な共助の意識や自覚を持つ機会を得るため、応急手当やAEDの取り扱いのほか、負傷者の搬送方法、車椅子の支援方法などを、体験しながら学ぶことができる参加型 の体験訓練を実施する。

心のサポート体制について

~子どもが悩みを一人で抱えることなく、悩みや課題を解決するために~

予

防↓

アセスメント ⇒ 支援⇒

ケア

〈不登校〉

- ・欠席児童生徒の状況把握の充実
- ・専門性を生かした「チーム」としての 支援体制の強化
- 教育相談室、適応指導教室の充実
- 関係機関との連携強化 等

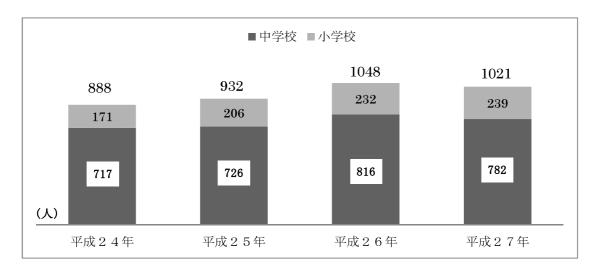


〈いじめ・自殺防止〉

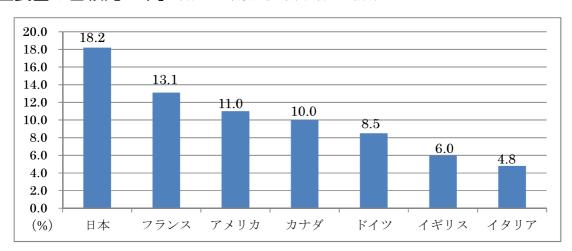
- 「潤いの時間『人間関係プログラム』」の実施 (H17~)
- -24時間電話相談窓口の開設 (H18~)
- ・「心と生活のアンケート」の実施 (H22~)
- 「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施 (H24~)
- ゲートキーパー研修の実施 (H25~)
- ・児童生徒緊急対応チームの充実 (H26~)
- ・専門性を生かした「チーム」としての支援体制 の強化
- -関係機関との連携強化

等

【不登校現状】 (年間30日以上欠席している児童生徒)



【主要国の自殺死亡率】 平成27年版自殺対策白書 内閣府

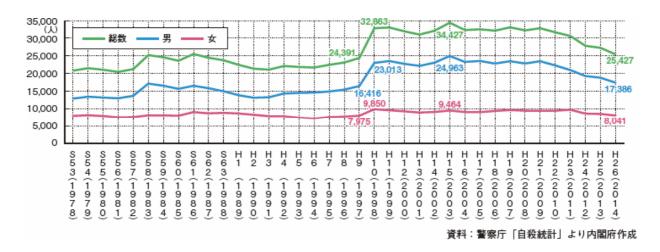


【年齡別死因】

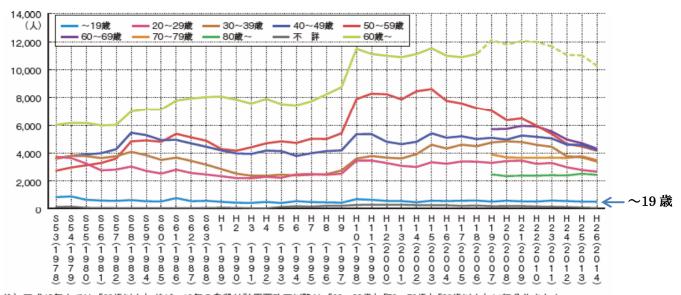
	第 1 位	第2位	第3位
10~14 歳	悪性新生物	自殺	不慮の事故
15~19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20~24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25~29歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30~34歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
35~39歳	自殺	悪性新生物	心疾患

平成26年人口動態統計 厚生労働省

自殺者数の推移(自殺統計)



年齢階級別(10 歳階級)の自殺者数の推移



注)平成18年までは「60歳以上」だが、19年の自殺統計原票改正以降は「60~69歳」「70~79歳」「80歳以上」に細分化された。

資料:警察庁「自殺統計」より内閣府作成

養務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案概要

I. 総則 (第1条~第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、<u>不登校児童生徒に対する教育機会の</u> 確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通 教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は監轄等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

Ⅱ. 基本指針 (第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

皿。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条~第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、<u>不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置</u>

Ⅳ. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる 構成員:①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策 (第16条~第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応 する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行 (IV. は、公布日から施行) **継続審議中**
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り 方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

自殺対策基本法の一部を改正する法律案 概要

目的規定の改正(第1条)

○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが 重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、 生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資する ための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、 実施されなければならない
- 〇 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に 実施されなければならない

国の責務の改正(第3条第3項) 自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条) 関係者の連携協力(第8条) ○ 国による地方公共団体 に対する必要な助言その他 の援助 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺 その他の関係者による相互 対策を集中的に展開 の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第13条)

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために 必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

[調査研究等の推進・体制の整備](第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

[人材の確保等] (第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、 関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の 整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

し医療提供体制の整備」(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、 精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

施行期日(附則)

○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

〇 平成28年4月1日から施行